

委託契約書（案）

1 委託業務の名称

盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務

2 委託期間

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

3 業務実施場所

盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎

4 委託料

金_____円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金_____円）

5 契約保証金

金_____円

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、委託業務の執行に当たっては、別紙仕様書に基づいて誠実に実施しなければならない。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関してその作業に立会い、又は必要な指示をすることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（実施に関する調査）

第3条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき必要に応じて委託業務の状況を調査することがある。

（権利の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は引受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た時はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た時はこの限りではない。

（委託業務の内容変更、中止等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料または委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 委託業務を行うに当たって発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）は、乙が負担するものとする。

(完了報告及び検査)

第8条 乙は、月毎の委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 甲は、前項の規程による検査を行う場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実施調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して支持するものとする。

4 乙は、前2項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 第1項から第3項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払)

第9条 甲は委託料を乙の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

なお、支払いは、5月分を_____円とし以降毎月_____円とする。

2 乙は、第8条の検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、本委託業務を完了することができなかった場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(遅延利息)

第11条 甲はその責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙が、委託業務を実施できなくなったとき。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(6) その他甲が必要と認めるとき。

(乙の解除権)

第13条 乙が次の各号の一に該当するときは契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき。

(2) 第6条第1項の規程による委託業務の中止期間が、委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 甲が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第14条 乙は、第12条の規定により、この契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第15条 乙は、第12条第2号から第5号までの規定により、契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第12条第6号の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(秘密の保持)

第16条 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(ごみ処理手数料の負担)

第17条 乙は、ごみを処理する際に要する手数料を負担するものとする。

(施設及び設備の取扱)

第18条 乙は、委託業務の実施当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第19条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(補則)

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成31年5月1日

甲 岩 手 県

契約担当者

盛岡広域振興局長

印

乙